

# 建築士法適合チェックリスト

建築士事務所の皆様へ

建築士法には、建築士事務所に備え付けなければならない書類や業務上必要な書類等について規定されています。チェックポイントを御紹介しますので、以下のチェックリストを、参考に御活用ください。

No	チェックポイント	チェック欄
<b>業務に必要な表示行為について(建築士法第20条)</b>		
1	設計図書には、建築士である旨の表示及び記名押印をしていますか？	<input type="checkbox"/>
2	工事監理を終了したときは、直ちにその結果を文書で建築主に報告していますか？	<input type="checkbox"/>
<b>設計受託契約等について (建築士法第22条の3の3)</b>		
3	延べ面積300㎡超の建築物の新築等に係る設計受託契約又は工事監理受託契約の締結は、必要な事項を記載した書面により行い、署名又は記名押印して相互に交付していますか？	<input type="checkbox"/>
<b>設計等の業務に関する報告書の提出について(建築士法第23条の6)</b>		
4	事業年度ごとに設計等の業務に関する報告書を作成し、事業年度経過後3か月以内に知事に提出していますか？ ※愛知県では、公益社団法人愛知県建築士事務所協会が提出先となっています。	<input type="checkbox"/>
<b>業務に関する帳簿の備付け及び保存について(建築士法第24条の4第1項)</b>		
5	契約や業務の概要等を記載した帳簿を備え付け、15年間保存していますか？	<input type="checkbox"/>
<b>図書の保存について(建築士法第24条の4第2項)</b>		
6	業務に関する図書(設計図書等)をその作成した日から起算して15年間保存していますか？	<input type="checkbox"/>
<b>標識の掲示について(建築士法第24条の5)</b>		
7	建築士事務所の公衆の見やすい場所に標識を掲げていますか、また、記載内容は正しいですか？	<input type="checkbox"/>
<b>書類の閲覧について(建築士法第24条の6)</b>		
8	設計等を委託しようとする者の求めに応じて、閲覧させなければならない書類を建築士事務所に備え置いていますか？	<input type="checkbox"/>
<b>重要事項の説明等について(建築士法第24条の7)</b>		
9	設計受託契約又は工事監理受託契約の締結前に、管理建築士等をして、建築主に対し、重要事項を記載した書面を交付して説明させていますか？	<input type="checkbox"/>
<b>書面の交付について(建築士法第24条の8)</b>		
10	設計受託契約又は工事監理受託契約の締結後に、契約の内容及びその履行に関する事項を記載した書面を委託者に交付していますか？ ※建築士法第22条の3の3の書面の相互交付を行っている場合には不要。	<input type="checkbox"/>

愛知県建設部建築局建築指導課及び公益社団法人愛知県建築士事務所協会のホームページに、解説を掲載しています。

<問い合わせ先> 愛知県建設部建築局建築指導課 建築物安全安心グループ  
電話番号 052-954-6587